

# 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

この10年で、

70歳以上の高齢者数は **1.3倍** に、

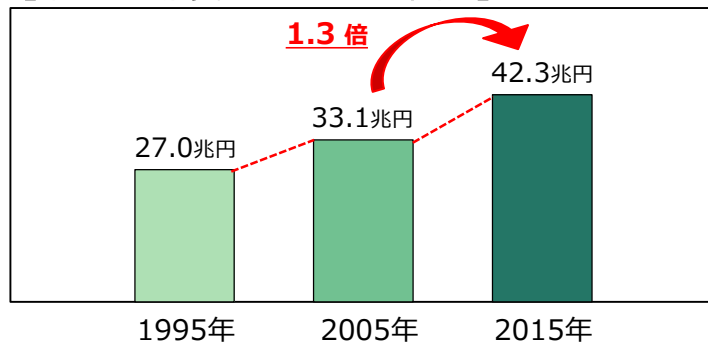
国民医療費は **1.3倍** になりました。

団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、

国民医療費の総額は **61.8兆円**

にもなる見込みです。

【国民医療費 10年ごとの推移】



国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、

## 都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました

〈見直しの背景〉

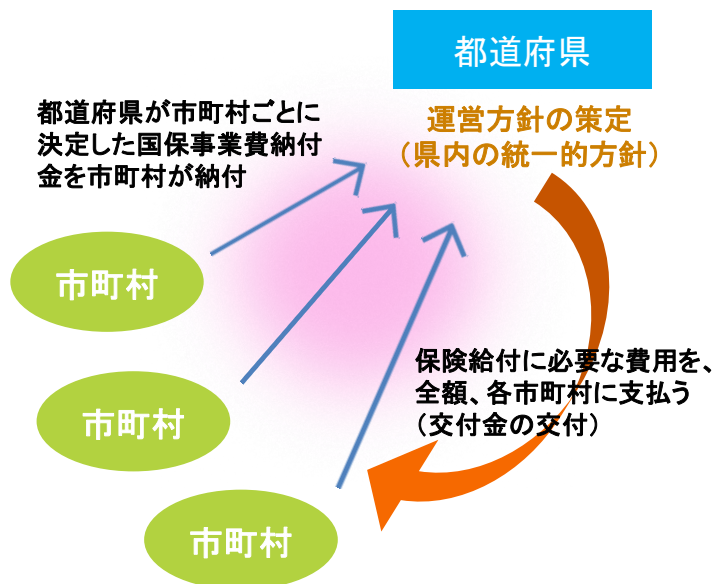
国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

### 見直しの柱

- ▶ 国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行います。
- ▶ 都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

### 見直しによる主な変更点

- ▶ 平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。（資格や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。）
- ▶ 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。



### 都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理(被保険者証等の発行)
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	・ 保険料の賦課・徴収
	・ 保険給付の決定、支給

# 国民健康保険制度の見直しによる効果

## 効果① 都道府県内での保険料負担の公平な支え合い

### 新しい財政運営の仕組み

- 都道府県内で保険料負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金（保険料負担）の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払います。これにより、市町村の財政は従来と比べて大きく安定します。
- 都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）し、市町村間で比較できるようになります。

### 保険料の賦課・徴収

- 市町村はこれまで個別に給付費を推計し、保険料負担額を決定してきましたが、今後は都道府県に納付金を納めるため、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収します。

## 効果② サービスの拡充と保険者機能の強化

- 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づき、都道府県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していきます。
- 広域化により、平成30年度から、同一都道府県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。
- 今後、市町村は、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるために様々な働きかけを行い、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取組を進めます。

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦<sup>とりで</sup>です。

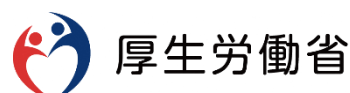
持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。

わからないこと、困ったことがあれば、ご相談ください

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続きお住いの市町村です。

自治体記入欄

自治体名 ロゴ等

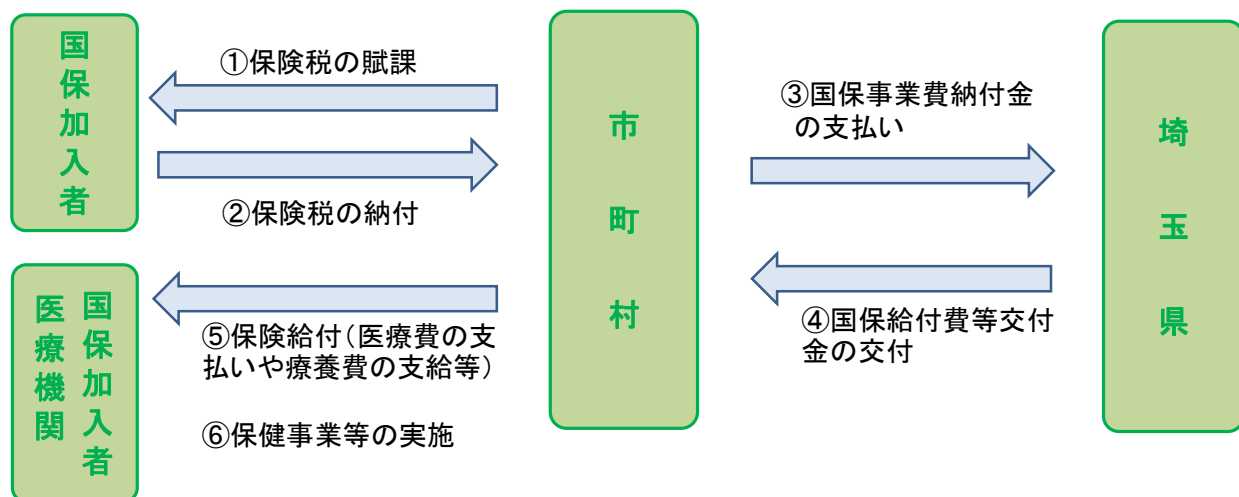


平成30年4月から

# 国民健康保険制度が変わります

○国民健康保険は現在、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは県と市町村が共同保険者となって運営します。

○県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。



## 《市町村の役割》

- 被保険者証の発行などの資格管理
- 標準保険税率を参考に保険税率を決定
- 保険給付の決定、支払い
- 保健事業の実施 など

## 《県の役割》

- 市町村ごとの
  - ・国保事業費納付金を決定
  - ・標準保険税率を算定・公表
- 保険給付等必要額を市町村に全額交付など



埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」

## Q：何が変わるの？

A：県と市町村が共同保険者となることに伴い、被保険者証の様式や高額療養費の多数回該当の算定方法が変更となります。  
(イメージは裏面をご覧ください。)

## Q：何が変わらないの？

- A：
- ・各種申請や届出は、これまでどおり市町村担当窓口で手続きをします。  
(例：療養費の請求、職場の健康保険に加入した場合など)
  - ・住所異動をした場合、転出地及び転入地の市町村担当窓口で届出をします。
  - ・保険税の納税通知書はお住まいの市町村から送られます。
  - ・保険税はお住まいの市町村に納めます。

## Q：保険税はどうなるの？

- A：
- ・県は、市町村が保険税を定めるに当たり参考となる標準保険税率を市町村に示します。
  - ・市町村は、県で示した標準保険税率を参考に保険税率を決定します。

○被保険者証の様式が変更となります。（平成29年2月現在のイメージ）

現行(省令様式)

国民健康保険 被保険者証	有効期限	年 月 日
記号	番号	
氏名	性別	
生年月日		年 月 日
資格取得年月日		年 月 日
交付年月日		年 月 日
世帯主氏名		
住所	都道府県 番号	保険者別 番号
保険者番号		検証 番号
保険者名		印

改正案

埼玉県 国民健康保険 被保険者証	有効期限	年 月 日
記号	番号	
氏名	性別	
生年月日		年 月 日
適用開始年月日		年 月 日
交付年月日		年 月 日
世帯主氏名		
住所	都道府県 番号	市町村 番号
保険者番号		検証 番号
交付者名		印

※施行当初は被保険者証の有効期限が満了するまでの間、従来の様式を使用できます。（例えば、平成29年10月～平成30年9月まで従来様式。）

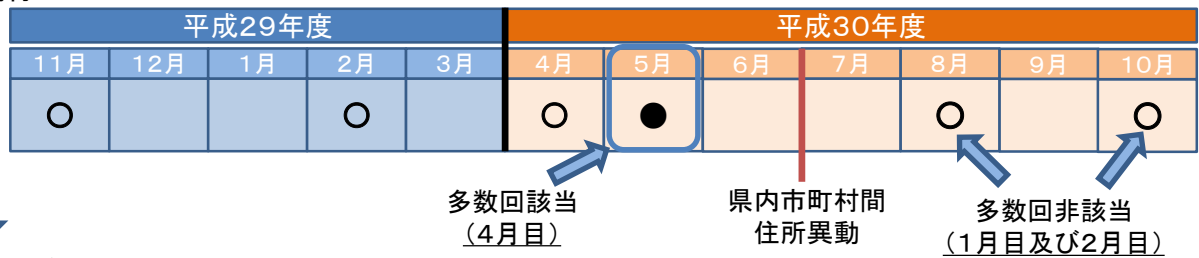
市町村印

○高額療養費の多数回該当に係る該当回数が引き継がれます。

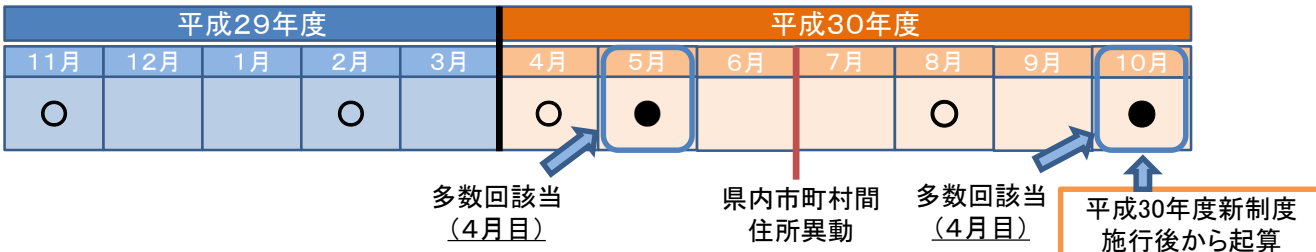
- 高額療養費の多数回該当は、過去12か月以内に高額療養費の支給が4月以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度です。
- これまでは他市町村へ転居した場合、改めて1回目からカウントされていました。平成30年度以降は、県内での転居で世帯の継続性が保たれていれば、平成30年4月以降の療養において発生した前住所地の高額療養費の多数回該当のカウントが引き継がれます。

県内市町村間の住所異動に伴う高額療養費多数回該当の判定

○現行



○改正後



○お問合せ  
 埼玉県保健医療部国保医療課国保事業担当（制度改革）  
 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
 TEL：048-830-3355／FAX：048-830-4785  
 E-mail：3350-10@pref.saitama.lg.jp  
 または  
 お住まいの市町村国民健康保険担当課へ

